

千葉県地域福祉支援計画策定・推進協議会設置要領

令和 8 年 6 月 1 日制定

（設置）

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 108 条に規定された、千葉県地域福祉支援計画の策定及び進行管理をするため、千葉県地域福祉支援計画策定・推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

なお、協議会は地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

（委員）

第 2 条 協議会は、委員 20 名以内をもって構成する。

2 委員の任期は、令和 11 年 3 月 31 日までとする。

（組織）

第 3 条 協議会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、協議会の議事を進行する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第 4 条 協議会は、健康福祉部健康福祉政策課長が委員を招集し開催する。

2 健康福祉部健康福祉政策課長は、必要に応じて関係者に出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

（ワーキンググループ）

第 5 条 協議会には、必要と認める事案について、検討を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの設置及び運営については別に定める。

（報酬等）

第 6 条 委員の報酬は無報酬とする。

2 委員が協議会及びワーキンググループに出席した場合には、県の規定により旅費を支給するものとする。

（庶務）

第 7 条 協議会の庶務は、健康福祉部健康福祉政策課において処理する。

（その他）

第 8 条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和 8 年 6 月 1 日から施行し、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。